保育園の利用者負担額(保育料）等について

【保育（２号・３号）認定を受けた子どもの利用者負担額(保育料)等】　※４月１日現在の年齢が適用されます

利用者負担額(保育料)（単位：円）					子どもの数え方（多子軽減）		3歳以上児副食費		
階層区分	市町村民税所得割税額	3歳未満児		3歳以上児					
		標準時間	短時間	標準時間 短時間	要保護世帯	2人親世帯	第3子	要保護世帯	2人親世帯
第1階層	生活保護世帯	0	0	0	生活費が一緒の子どもで数えます	生活費が一緒の子どもで数えます	免除	免除	免除
第2階層	市町村民税非課税世帯	0	0				3歳以上の保育園等施設利用児童のうち、第3子	市町村民税所得割課税額が77,101円未満	市町村民税所得割課税額が57,700円未満
第3階層1	市町村民税均等割のみ課税世帯（所得割非課税世帯）	9,900 (3,300)	9,700 (3,200)						
第3階層2	48,600円未満	13,600 (3,300)	13,300 (3,200)						
第4階層1	48,600円以上60,700円未満	17,900 (3,300)	17,600 (3,200)						市町村民税所得割課税額が57,700円以上
第4階層2	60,700円以上72,800円未満	20,000 (3,300)	19,700 (3,200)						
第4階層3	72,800円以上77,101円未満	22,100 (3,300)	21,700 (3,200)						
	77,101円以上84,900円未満	22,100	21,700					市町村民税所得割課税額が77,101円以上	
第4階層4	84,900円以上97,000円未満	24,300	23,900						
第5階層1	97,000円以上133,000円未満	30,100	29,600		市町村民税所得割課税額169,000円未満	市町村民税所得割課税額169,000円未満			
第5階層2	133,000円以上169,000円未満	36,000	35,400						
第6階層	169,000円以上301,000円未満	49,400	48,600		169,000円以上	169,000円以上		実費負担 ※金額は各施設で設定	
第7階層	301,000円以上397,000円未満	64,000	63,000		保育園等を利用している未就学児のみで数えます（裏面④参照）	保育園等を利用している未就学児のみで数えます（裏面④参照）			
第8階層	397,000円以上	78,000	76,800						

※（　）内の金額は、要保護世帯（ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯等）の場合です。（市町村民税所得割課税額が77,101円以上の場合は通常の保育料となります）

※階層区分や年齢区分、子どもの数え方（多子軽減）などの詳細については、裏面をご覧ください。

※令和元年10月から、幼児教育･保育の無償化に伴い、3歳以上児および3歳未満児の非課税世帯の保育料が無償化されています。これまで保育料の一部だった3歳以上児の副食費については、引き続き保護者の皆さんの負担です（一部免除）。

保育料は、次の①～④の区分で決定します。

① 保育料の階層区分

保育料の階層区分は、保護者の市町村民税所得割課税額の合計額によって決定します。

なお、祖父母などが家計の主宰者（しゅさいしゃ）となっている場合は、祖父母も算定対象となります。また、算定のもととなる市町村民税は、4月～8月分は前年度分、9月～翌年3月分は当年度分となるため、9月から保育料が変わる場合があります。

② 児童の年齢区分

利用者負担額（保育料）の年齢区分は、年度初日（4月1日）の年齢で決まります。

③ 保育時間の認定区分

標準時間認定と短時間認定は、保護者の就労時間や保育を必要とする事由によって区分されます。保育を必要とする事由が変わる場合は、その度に変更の届出が必要です。なお、変更は翌月から適用されます。

④ 多子軽減（※階層区分によって子どもの数え方が変わります）

※ 国・北海道の軽減を組み合わせて記載しています

（1） 市町村民税所得割額の合計が、169,000 円以上（第 6 階層以上）の場合

世帯内の『保育園等を利用している未就学児童』を多子軽減の判定対象とし、最年長の児童から順に数えて、

第2子の児童の保育料は**半額**、**第3子以降**の児童の保育料は**無料**になります。

※保育園等を利用している未就学児童とは…

幼稚園、保育園、認定こども園、企業主導型保育施設、家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業を行う保育施設、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部に入園、もしくは児童発達支援・医療型児童発達支援を利用している未就学児童のこと

（2） 市町村民税所得割額の合計が 169,000 円未満（第 5 階層2以下）の場合

生活費が一緒の子ども全てを多子軽減の判定対象とし、**第2子以降**の児童の保育料が**無料**となります。

例1　第6階層以上　子ども4人（ 0 歳児:保育園、2歳児:認定こども園、4歳児:幼稚園、小学1年生 ）

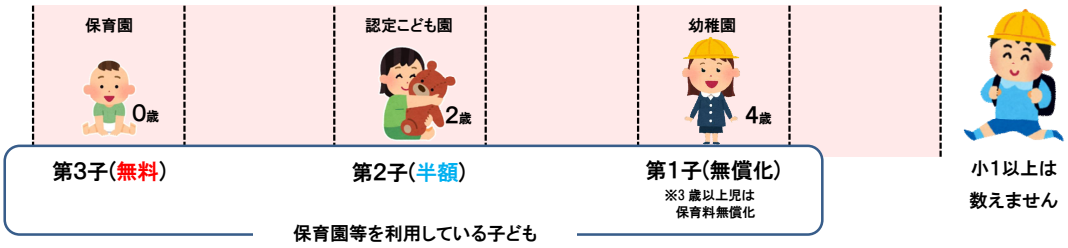

例2　第6階層以上　子ども4人（ 0 歳児:保育園、2歳児:認定こども園、4歳児:保育園等以外の施設、小学1年生 ）

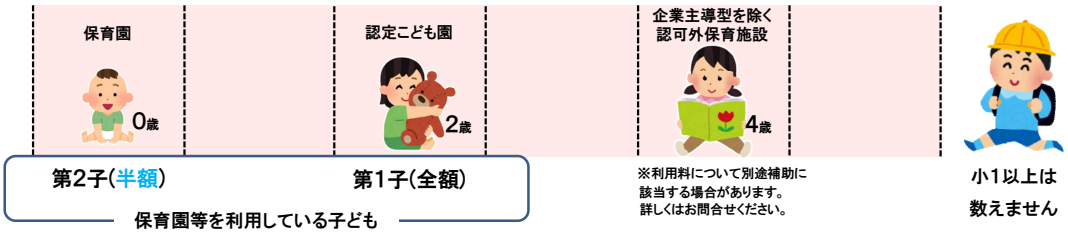

例 3　第5階層2以下　子ども4人（ 0 歳児:保育園、2歳児:認定こども園、4歳児:保育園等以外の施設、小学1年生 ）

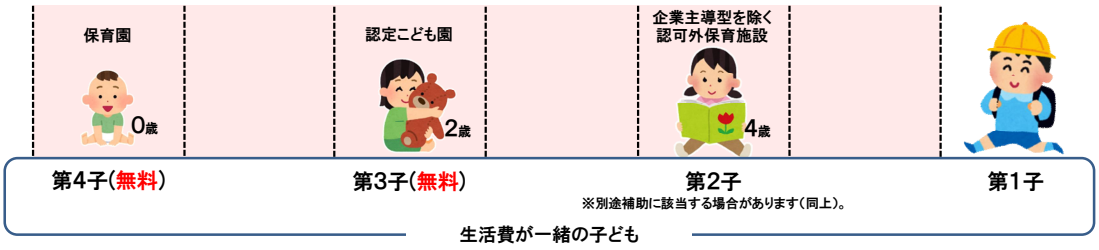

※保育時間の認定区分ごと（標準時間または短時間）に定められた保育時間外に、延長保育を利用した場合は実費負担となります。

【お問い合わせ先】　音更町役場保健福祉部子ども福祉課　42-2111